



# 知的障害者の権利擁護システム 研究事業報告書

社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会

# 発刊にあたって

社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会

理事長 藤原治

権利擁護システム研究プロジェクトの報告書が発刊できることを大変うれしく思います。

私は4年前理事長に就任した時、育成会の役割を2つ掲げました。

第1に、権利擁護団体として知的障害のある人に対する権利侵害は許さない、そして不等に割をくってきた権利の復権運動です。第2に、当人にとって必要な、ニーズにあった福祉サービスの消費者として、賢い消費者運動をすると。

2003年4月からの支援費制度、翌2004年の介護保険との統合問題、そして本年2006年4月より障害者自立支援法が施行されました。私は運動の第3の柱として所得保障の確立を訴えています。

戦後60数年を経て、障害者福祉は現在ごく少数の特別な人のために国家が責任をもつ福祉国家から、多くの福祉ニーズを有する人のために社会全体で支えようとする福祉社会への変換期にあると思います。我が国において、権利・人権・裁判ということは、過去では馴染みにくい言葉でありました。しかし、村社会・大家族社会が崩れ、都市化・核家族の中で必然的に自己の権利を護るシステムが必要となります。まして、ハンディキャップのある知的障害のある人にとって、権利擁護システムの確立や成年後見制度のより使い易い制度への研究、そして選挙権の行使の確立など、まだまだ改善すべき点が多くあると思います。

このプロジェクトの報告を利用されて、各地で権利擁護システムや成年後見センターなどが設置され、それこそ親なき後の安心を地域で確保できることを願います。

最後になりましたが、この研究は厚生労働省からの補助事業であり、各委員の精力的なご活躍に感謝すると共に、今後各地で開かれた報告会の成果が期待されます。どうぞ、会員はじめ関係者のご支援・ご鞭撻をお願いして、挨拶とさせていただきます。

# 目 次

発刊にあたって

I. 研究事業の趣旨と経過 .....	1
II. 委員会の事業報告 .....	7
1 中央委員会	
2 「相談」小委員会	
3 「広報」小委員会	
4 「後見支援センター」小委員会	
5 「コミュニティフレンド」小委員会	
6 「調査」小委員会	
III. 「報告/説明会」実施報告 .....	20
IV. 申請書類 .....	23
V. 委員一覧 .....	28

# I. 研究事業の趣旨と経過

## はじめに

「平成18年度障害者保健福祉推進事業」として取り組まれた本研究事業は、短時間のうちに企画を作り上げ、実質的には半年で実施するという、常識はずれの緊急事業であった。結果として、政府の補助金の交付は大幅に遅れ、年度末になったことも、常識はずれの経過に花を添えた。その中で、期限内に一定の成果を上げることが出来たことは、当会がこの研究事業を熱望していたからであり、委員諸氏の献身的な奮闘があったからといえる。

急激な制度改革が進行する中で、障害者自立支援法はスタートした。その評価をめぐり、当事者団体間で意見が分かれ、当会内部でも異論が存在した。いうなれば、騒然とした雰囲気の1年であった。その中で、短時間のうちに、組織を挙げた研究を進めることができたことを誇りに思うし、ご協力いただいた方のすべてに感謝したい。そして、次の実行へ向けて進んで行きたい。

## 1. 成年後見制度への期待

知的障害は、正確な意味での発達障害（発達期に発症する障害）であるため、政府の施策では児童対策として取り組まれてきた。かつての所轄は厚生省の児童家庭局にあり、いわゆる「成長しなかった子ども」という捉え方をされた。また、家族全体を巻き込むと共に、親にとって最大の課題は、「親亡き後」の心配であった。この課題は、育成会運動の発足時より最大の関心事であり、それは創立55周年を迎えた今日においても変わらない。

また、知的障害のある人は、これまで様々な権利侵害を受けてきた。虐待や排除、機会の制限と共に、契約上の不当な扱いを受けることが多発している。特に、近代化（都市化）により、伝統的な〈ムラ〉や〈イエ〉による保護が弱くなり、地域での生活が広がってくると、悪徳商法等の被害も拡大してきた。いわゆる「デート商法」やサラ金がらみの被害は後を絶たず、その中には組織暴力団を背景とした事件も散見される。

加えて、社会福祉基礎構造改革は、行政処分による措置制度から、自己決定に基づく契約制度へと、福祉制度を根本から変化させた。福祉的な支援は、行政によって現物で提供されるものではなく、事業主によって「売られる」サービスとなり、利用者は対等な関係で「買う」ことになった。そして今は、その利用料を支援する形を取るのである。まさに契約時代の到来である。その中で、知的障害があるゆえの契約上の支援の問題が浮上してきた。

そのような中で、育成会においては、親に代わる権利擁護者の存在を求める声が高まってきた。少なくとも、「禁治産・準禁治産制度」では不都合である、という意見が大勢を占めていた。そして、折からの権利尊重の思想の高まりを受けて、欧米の成年後見制度を導入すべし、という具体的な提案がなされるようになってきた。法務省がこの要請を受けて、法制審議会民法部会において成年後見制度の議論を始め、その臨時委員として家族団体からとして、精神障害や認知症高齢の会とともに育成会に参画（推薦）を求めたことは画期的なことであった。

法制審は、長時間の真摯な討議を経て、民法を改正する形で新しい成年後見制度を創設し、その利用を広く呼びかけた。しかしながら、知的障害の分野においては、必ずしも利用が伸びていると

は言い難い。あれほど制度の必要性を主張し、早期の制定を求めた人々が、契約制度（支援費制度・自立支援法）の開始を受けても、利用を始めようとしない。その理由はどこにあり、その改善のために育成会は何が出来るか、という大きな問題が浮上してきたのである。

## 2. 今回の研究へ向けての動き

具体的な利用がいまいち進まない中で、成年後見制度への関心は高まってきた。それは、制度そのものの理解が進むとともに、自立支援法の施行に伴って契約手続きや財産管理の課題が現実的になってきたからである。また、アラブ過激派対策の関係もあり、金融機関での預貯金の管理が厳しくなり、家族といえども資産の移動等において、簡単に手を出せない状況が起こってきた。そのため、育成会自身が事業として、成年後見事業を実施することが求められてきた。

確かに、わが国ではドイツの世話人協会のような、後見人の養成・登録等を担う組織が存在しない。そのため、法改正の議論の当初から、被後見人の希望者に応じて、後見人を揃えることが困難な事態が予測された。また、知的障害の場合は財産管理より、身上監護に期待する向きが多いと考えられる。その場合は、見知らぬ専門家が突然現れても、障害のある本人が受け入れるには困難が予想された。「誰が後見人を引き受けるか。その養成はどうするか」という問題は、制度自体の発足時から大きな課題であったのである。

また、成年後見制度のもつ限界や問題点も、制度の発足当時から指摘されてきた。特に、システムの複雑さや公的支援の貧弱さ、後見類型における選挙権の剥奪等、制度自体のもつ問題点とそれを利用する際に生じる問題点の両面で、この制度の今後の改善点が指摘された。ある面では、期待が大きかったゆえの批判であり、それが利用の拡大を阻む要因の一つであると理解された。そのため、この面の改善へ向けての実践的な研究が求められた。

これらの課題に学問的に対応するため、2003年11月に日本成年後見法学会が、法律・福祉・医療の研究者や現場の専門家を中心に設立された。設立時より、予想以上の入会者を得て活発な活動を推進してきた。その中に、「市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会」が厚生労働省の研究費を受けて設置された。そして、2005年度のテーマの一つに、『知的障害者の親の会の取り組み』が掲げられ、当会より4人の役員が委員として参加したのである。

しかし、学会の研究は当会の期待からすれば、組織的にも財政的にも十分でなかったので、この研究を支援する意味を込めて、この4人を中心いて、当会の権利擁護委員会に「成年後見制度検討小委員会」を発足させたのである。今回の研究の中央委員は、この「検討委員会」のメンバーに学会の有力な役員を一人を加えて発足した。その意味で、今回の研究は、学会の研究を引き継ぎ、発展させるものであると理解している。

内容的にも、学会の研究で明らかにされた、親の会による実践例と制度利用への抵抗感を踏まえ、それを分析し発展させる形でなされている。それゆえ、今回の研究は、学会の研究がなければ実現しなかつたものであり、少なくとも短時間での好スタートを得ることは出来なかつた。この場をお借りし、学会及び厚生労働省の関係者へ感謝したい。

ここで、学会の研究において実施した、当会内部の簡単な調査について触れたい。その結果が、今回の研究を開始する要因となったからである。この調査は、正会員の団体（59団体）に対して、2006年1月、FAXによる文書調査として実施された。途中、未送付組織への電話による催促を行つたとはいえ、全団体から回答が送られたことは、この制度への関心の高さを示しているといえよう。

なお、当会は都道府県と（入会を希望する）指定都市の育成会を正会員として構成されている連合体であり、個人会員はそれらの下部組織である、市区町村を中心とする「地方組織（親の会・育成会）」へ所属する形式をとっている。下部組織は、ほとんどすべての市区町村に存在し、そこに所属する個人会員の総数は、年により若干増減するが、およそ30万人である。

調査の結果について、簡単に報告する。まず、「取り組みの現状」は、およそ半数の団体で実施しているが、その内容は「学習会等の勉強」であり、「委員会等で検討」という具体的な動きは5団体のみであり、実際にNPO法人を立ち上げて開始した組織は3市のみであった。今回の研究には、これらの具体的な動き・実践を始めている団体の関係者にはすべてご参加いただいた。いや、その成果を基盤にして進めたとさえ断言できる。

「取り組みが困難な理由や全日本育成会への意見や要望」についての自由記述欄には、多くの書き込みがあったが、それを多い順にまとめると次のとおりである。

まず、「お金（費用）がかかる」ことであるが、情報不足や誤解もかなり多いと推測される。次に「理解が不十分、啓発が必要」であり、当会の役割が期待されている。「具体的な方向性が不明瞭」ということは、事業の必要性を感じながらも、具体的な取り組みが見出せず、当会の強い指導を求めたものである。「研究に期待」と明記されていたものを加え、当会の研究への期待が明らかである。

「手続きが大変」「後見人の確保が困難」という意見は、それゆえに当会を中心とした親の会（育成会）による事業の必要性を示していると理解される。

「後見人の確保が困難」という現実と、それゆえに育成会にその事業を期待する会員、そして現実に後見事業を開始した地方組織という実態が、今回の研究の背景にある。そして、それは学会の研究によって明確にされたことである。しかし、学会の研究は一テーマでしかなく、さらにそれは1年で終了することになったため、このテーマでの研究を発展させる必要があった。今回の研究は、このような経過を経て取り組まれたのである。

### 3. 研究事業の内容

学会の研究報告書の「今後の課題」の次の文章が、今回の研究の目的であり、ねらいである。

—この研究は、親の会（育成会）のニーズと実情を把握し、親の会（育成会）での成年後見事業の役割と機能、後見形態、等に関して検討し、その結論に基づき取り組みのガイドラインを提示したいと考えた。しかし、今回の報告では果たし得ていない。そのため、今後、利用者（個人会員）のニーズ等を含めて、さらなる調査を実施するとともに、各地の育成会の関係者を交えた討議を行う必要があると考えている。（中略）

今回の研究で見た親の会（育成会）のニーズと実情は、既述のとおりである。漠然としているが、その関心と認識は徐々に高まっている。しかし、具体的な取り組みに至っている組織は数える程しかない。それも、他の（育成会の）実践との情報や意見の交換はなされていない。いうなれば、理念と情熱が先行する形であり、理論的な整理が行われているとは言い難い。これは、ある面では全日本育成会での取り組みの立ち遅れを意味し、それゆえの早急な対応が求められる。特に家庭裁判所への推薦に際し、その能力と責任性において評価を得るために、全国的に一体となった「成年後見人の質の管理」が大前提である。そのために、全国的に横断する組織の創設も健闘される必要がある。—

以上が、学会の研究の総括の一つであり、今回の研究の趣旨であるといえよう。

すなわち、正式事業名は「知的障害者の権利擁護システムの構築に関する研究事業（通称『権利擁護システム研究プロジェクト／略称：権利P』）」であったが、テーマは『育成会における〈成年後見事業〉の研究』であった。そして、コンセプト（概念）としては、1) 地方育成会における〈成年後見事業〉の実施のために、システムとガイドライン（マニュアル）の提示、2) 〈成年後見事業〉の全国的ネットワークの編成指針の提示、3) 以上を実現するための「ニーズ」の把握、である。

契約制度である障害者自立支援法に基づく新制度を円滑に運用するためには、契約の主体である知的障害者に対する強力な権利擁護システムが不可欠である。なぜならば、契約者の理解が困難な場合は、正当な契約が成立したとはみなし難いからである。ここでいう「権利擁護」とは、英語の Advocate（代弁人）の存在を前提とする権利支援（Advocacy）システムであり、法的に裏打ちされた制度が成年後見制度である。そのため、法務省（民法）の制度である成年後見制度を、福祉制度の円滑運用のための権利擁護システムとして利用することを前提とし、その事業を育成会として実施するために、その方法論を探ったのが今回の研究である。

この趣旨と目的に即して、具体的には次の事業を行うことにした。すなわち、1) 「委員会」の開催：中央委員会・小委員会（5種）、2) 「生活実態調査」の実施：2種、3) 「報告／説明会」の開催：全国8ヵ所（8ブロック）、4) 「報告書」の作成：中央委員・小委員の分担、5) 「啓発小冊子」の作成：2種、である。各事業を以下に詳しく説明する。

- 1) 「委員会」の開催：「中央委員会」と「小委員会」の2種を編成。「中央委員会」は、全体の統括を行う。委員は、全日本育成会の「権利擁護委員会・成年後見検討小委員会」の委員（8名）が兼務する。佐藤彰一・法政大学法科大学院教授を委員長とする。佐藤委員長、池田恵利子委員、松友了委員（常務理事）で全体統括を行い、個別「小委員会」に属しない。他の委員は、オブザーバーとして個別の「小委員会」に属する。原則5名の委員で編成される個別の「小委員会」を次のとおり編成する。  
①相談、②広報、③後見支援センター、④コミュニティフレンド、⑤調査。
- 2) 「生活実態調査」の実施：対象別に「本人・家族」と「地方組織の育成会」の2種を行う。「本人・家族」調査は、福祉サービスの利用実態と成年後見制度のニーズを調べる。調査票をブロック大会（8ヵ所）にて配布し、郵送で返信いただく。（ブロック大会終了地区は、別途考慮する）  
「地方組織の育成会」調査は、都道府県・市区町村の育成会の成年後見制度に関する関心と成年後見事業実施状況を調べる。都道府県・指定都市育成会へ、市区町村への調査票をも送付し、配布・回収いただく。調査票の作成と結果分析及び報告書の原稿は、「調査」小委員会にて行う。
- 3) 「報告／説明会」の開催：研究の結果を報告し、各地での実践を指示する。全国8ヵ所（8ブロック）にて、1日（10:00～16:00）の日程で開催。定員は、50名～200名。準備と運営は、積極的な育成会へ個別に依頼する。対象者は、地方育成会の成年後見事業（権利擁護事業）担当者。「地方組織の育成会」調査票に、案内（申込書）を同封する。テキストは、「報告書」と「啓発小冊子」を利用する。企画と広報（含：案内書の作成・配布）は、中央委員会で行う。
- 4) 「報告書」の作成：内容は、①研究全体の報告、②調査（2種）報告、③各種ガイドライン、とする。A4判・200頁・5,000部（地方育成会・報告会参加者へ配布）。全体企画（頁割）・編集と①全体の報告の執筆は中央委員会で行う。③各種ガイドラインの執筆は、各「小委員会」で行う。
- 5) 「啓発小冊子」の発行：対象別に、次の2種を作成する。（なお、「本人」向けは既に別途企画されている）①「コミュニティフレンド」向けは、A5判・50頁・5,000部、②「家族」向けは、A5判・50頁・25,000部。組織や「報告／説明会」等を通じて配布。

じつは、申請書には「海外事情の調査」があったが、「不用。インターネット等での対応が可能で

ある。」としてカットされた。成年後見制度が欧米の制度を参考にしたものであり、各国の育成会の実践を参考にすることはきわめて重要であると考えていたので、この部分の企画が認められなかつたことは、研究事業が終了した現時点でもきわめて残念だと考えている。「インターネット等での対応が可能」とは、驚愕の余り言葉もない。確かに、1年ほど前に別の用件で来訪されたフランス育成会（UNAPEI）より多量の資料をいただき、大変参考になった。しかし、短い時間とはいえ、直接交わした情報・意見の交換の方がよほど参考になった。今後の検討課題である。

以上の内容は、当初の計画である。この計画書を見た各委員は、あまりの量の膨大さと時間の少なさに声もなかった。しかし、研究の重要さと期待の大きさを理解し、本務に影響することを覚悟しながらお引き受けいただいた。各個別「小委員」の選任と依頼は、補助金時交付内定直後に開始されたが、季節は既に夏を迎えていた。文字通り「暑い夏」の始まりであり、「熱い研究活動」への爆走の号砲が鳴らされていた。各委員のご苦労へ、改めて謝意を述べたい。

#### 4. 予想以上の盛り上がり

事業の実施は、2006年7月18日（火）の「第1回 確認打ち合わせ会議」をもって開始された。この「会議」は、中央委員の全体統括の役を担う3人（佐藤、池田、松友）によって構成され、「三役会議」の役割を果たすものである。それゆえ、申請書（企画書）には明示されていない。実行レベルでその必要性を認識し、機動的に設置したものである。

第1回のこの「会議」で全体像が確認され、ほぼこのときの確認どうり進行した。そこで確認した重要な内容は、次の点である。1) 申請書に基づく研究全体（目的、内容、組織、人事、期限、予算、他）の確認。2) 各コーディネーターの配置（なおこの件については、第1回中央委員会において一部変更される）。3) 各小委員会の責任者（委員長）と担当事務局の確認（全日本育成会の事務局で打診の後、中央委員会で決定する）。4) 「報告／説明会」の開催方式。

正式な事業の開始は、7月31日（月）の第1回中央委員会である。ここで、中央委員の役割分担や小委員会の責任者（委員長）及び担当事務局が決定した。しかし、小委員会に関しては相手もあることがあり、一部変更を余儀なくされた。なお、中央委員会はその後、節目節目に都合6回開催された。予定は4回であったので、5割増ということが出来る。

各小委員会を中心とした事業の遂行は、それぞれの報告がなされているのでそこに委ねる。全体を通していえることは、予想以上の盛り上がりである。小委員会の開催も、各4回を予定していたが、その範囲内で収まったところはどこもない。その結果が、「報告書」の枚数である。ほとんどの小委員会が予定枚数を大幅に上回り、進行状況の違いも加わり、4分冊を余儀なくされた。そのため、予算の都合等もあり、当初5,000部予定の印刷部数を、4,000部にさせていただいた。しかしながら、委員の多くから大幅な増刷の希望が出された。そのため中央委員会で検討し、厚生労働省のお許しも得て、完全に利用をオープンにすることにした。当会のホームページに全編を掲載し、自由に印刷してご利用いただくシステムを取った。公的研究の成果は、広く利用される必要がある。ましてや、成年後見事業の研究である。読まれて、利用されなければ意味がない。広く会を超えてご利用いただけることを心から願っている。

「報告／説明会」も予想以上の状況であった。参加人数も予想を大きく上回り、会場は熱気に包まれた。各地での今後の実践を予感させる雰囲気であり、その点からの質問が相次いだ。関東甲信越ブロック会場では、偶然にもその期間に韓国から視察団が来日中であり、そのメンバーの参加も

得ることが出来た。韓国の視察団は、3日間の予定で来日し、関係者・機関を精力的に回っていた。そのメンバーは 政府の行政官、弁護士と共に、家族会の幹部も加わり、当会が昨年度から交流をもっている、韓国精神遅滞愛護協会（KAMR）のスタッフも参加していた。韓国においても福祉制度の大幅な改革が進み、契約制度へと転換しようとしており、成年後見制度の役割が重要になってきたということである。紆余曲折を経ながらも、わが国の文化・制度と共通することの多い韓国の事情が垣間見て、思わぬ情報交換・国際協力に繋がった。

しかし、「報告／説明会」には、予想したことではあるが、多くの課題が残された。それは、参加者が開催地の都道府県に著しく偏り、満遍なく広がることがなかった点である。交通費のこともあるので、今後は各都道府県での開催が志向されなければならないが、現時点での偏りは関心と意欲の偏りと理解でき、育成会運動との関係でも今後の大きな課題である。なぜならば、権利擁護事業によって、育成会運動が質的な転換を図ることを期待するからである。

創立55周年を迎えた育成会運動は、必ずしも権利擁護に関して高い関心を払ってきたとは言い難いものがある。地域での支援サービスが決定的に不足していたため、行政へ要求するとともに自らが設立しなければならなかった。それゆえに、当事者の運動団体であるとともに、社会福祉サービスを提供する事業体として成長してきた。そこでは、権利擁護との関係では利益の相反関係も生じ始め、その解決が大きな課題となっている。

国連で障害者権利条約が決議され、各国で「権利」を基調に制度が見直されるようになった現在、育成会運動はそれ自体が権利擁護団体として発展する必要がある。成年後見事業は、その意味では最適な活動であり、また会員はそれを望んでいると考える。それゆえ、育成会運動の質的な転換は、この事業への取り組みによって実現できると考えと、取り組みのバラツキは気になるところである。

「権利擁護システムの構築」と称しながら、成年後見制度のみを論じてきたことは、当初の予定通りであったとはいえるが、研究として消化不良の間は否めない。財の管理のみならず、運用による拡大も考慮されなければならない。司法の問題もあり、成年後見制度においても選挙権の制限も問題がある。この件は公職選挙法の欠格条項の問題であり、当会はすでに権利擁護委員会での検討を踏まえ、法の改正へ向けて動き出している。

## おわりに

ここに今回の研究事業は終了した。今後の課題は、ここで示された成果に基づき、各レベルで実行することである。いわゆる「絵に描いた餅」として、額縁に収めることは許されない。どのように開始するか、具体的な取り組みが求められる。「説明／報告会」でもこの点に質問が集中した。いえることは、当事者団体としての育成会の経験を生かすことである。それは、自らの体験（悩み、悲しみ、喜び、希望、等々）から出発することである。観念的な理論は、育成会運動にふさわしくない。自らを語り、自ら動くことによって、願いは実現するのである。

そして、研究者・専門家、行政官との連携であり、広く市民の協力の獲得である。まさに、成年後見事業は開かれた市民運動そのものであり、少なくともその運動を基盤にしてしか誕生しない。「権利を守る」ことの意義と厳しさを改めて確認したい。〈ドグマ〉と〈エゴ〉からは、何も生まれない。我々は、この研究の成果として、この点こそを受け止めたいと思う。人間としての尊厳を、知的障害を理由として犯してはならない。彼らを、徹底的に守り抜くことを誓い合いたい。

(社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会 常務理事 松友 了)

## II. 委員会の事業報告

# 1. 中央委員会

## 1. 会議経過

### 1) 確認打ち合せ会議（2006年7月18日 法政大学法科大学院 リエゾン）

佐藤彰一、池田恵利子、松友了の3氏が集り、研究全体の基本確認を行った。

### 2) 第1回（2006年7月31日 18:00～21:00 法政大学法科大学院 リエゾン）

議事

- (1) 研究プロジェクトの全体像について説明し、各委員会の内容確認と担当分けを行った。委員長を佐藤彰一氏に決定した。
- (2) 小委員会担当事務局は、小委員会の開催案内に関する事務全般、担当する事業の執行のための事務全般、会計等雑務を行う。
- (3) 委員長および小委員会事務局の引き受けの打診は、松友常務理事より行う。コーディネーターは委員長・分担事務局と協議の上、委員を選任し、小委員会を開催する。各小委員会は8月中の開催をめざす。
- (4) 飯島事務局長より事業遂行に関し期限厳守（事業終了は3月31日）の要望があった。
- (5) 研究プロジェクトの目標は、「支援センター」の内容・事業の構想である。「支援センター」は市町村レベルにあり、市民後見サポート（Public Guardianship）ができるものとする。

### 3) 第2回（2006年9月6日 18:00～21:00 全日本手をつなぐ育成会）

議事

- (1) 各小委員会が始まったのでその報告と懸案事項の討議を行い、各報告書に入れる内容や報告書の体裁等を討議した。また、既に動き始めている成年後見センターのさまざまな状況やカナダ、スエーデン等海外の例についての情報交換がされた。
- (2) 後見人と支援者の間に経って活動する人と、コミュニティでのフレンド（お友達）として気軽な付き合いをバックアップを受けながらする人等の活動を「コミュニティフレンド」として取り上げるが、世界の他のスエーデンのコンタクトパーソンやイギリスMENCAPの活動などの先例について話された。
- (3) 情報のひとつとして、成年後見制度だけを検討するものではなく、広く権利擁護を検討する必要があるので、信託制度についての勉強会を法務省民事局より村松秀樹氏を講師を呼んで行うことになった。
- (4) 報告会は中央委員のいる地区を中心に8ブロックで行うことになった。

### 4) 第3回（2006年10月5日 17:00～20:00 法政大学法科大学院 304教室）

議事

- (1) 学習会（信託制度について）：中央委員会議事開始前（15:00～17:00）に法務局民事局付判事・村松秀樹氏を講師に「新しい信託制度について」の学習会を行った。
- (2) 報告書の作成について：「報告書」の全体企画案が出された。
- (3) 報告会について：「報告/説明会」実施要綱案が出された。成年後見制度の講演は地元の講師

でお願いし、人数や形式についても地元の希望をいれて行くことが確認された。

(4) 各小委員会報告を元にした情報交換で、既に動いている地域の実情が上げられた。

「後見支援センター」を設置するのはどこ（どこの行政レベル）が良いかについては、将来的には市町村であるが、現状では都道県レベル。しかし、将来的にもできない市町村もあり、広域でセンターをもうけることも考えられる。そのため、例えばA型（大都市）、B型（市町村）、C型（広域）のようにいくつかの型を考えたセンター構想が必要であると考えられる。全日本育成会は全国を対象とし、また、地方育成会の成り立ちはさまざま、センターをタイプ毎に考へるか等、小委員会へつなぐ話がされた。

コミュニティフレンド小委員会では、スウェーデンのコンタクトパーソンについて勉強会を行う予定であり、課題として、有償か無償か、バックアップ機能、わかりやすい名称（地方で説明すると理解しやすいような）等が上げられていることの話があり意見交換がされた。

5) 第4回（2006年11月30日 16:00～18:00 法政大学法科大学院 リエゾン）

議事

- (1) 佐藤委員長よりグランドデザインが出された。
- (2) 報告書の発行計画が確認された。
- (3) 「報告／説明会」の中央派遣講師を決定した。

6) 第5回（2007年1月22日 13:30～16:00 法政大学法科大学院 リエゾン）

議事

- (1) 報告書は事業が完了されていないので、次のとおりの6冊となった。
  - ① Report 1 知的障害者権利擁護支援システム研究事業報告書（研究事業の趣旨と経過と各委員会の事業（含む／会議）報告、報告／説明会、委員名簿等）
  - ② Report 2 「成年後見事業の全体像」、「広報活動」マニュアル、「後見支援センター」マニュアル、「コミュニティフレンド事業」マニュアル
  - ③ Report 3 「相談」ガイドブック
  - ④ Report 4 生活実態調査報告書
  - ⑤ 小冊子「コミュニティフレンドをご紹介しますー『コミュニティフレンド事業』ガイドブック」
  - ⑥ 小冊子「知ってますか？成年後見制度ー親なき後は、親ある内に！ー」
- なお、「支援センター」は「後見支援センター」に、コミュニティフレンドは「コミュニティフレンド」に用語統一することが確認された。また、報告書の印刷部数は厚生労働省の助成事業であり予算に限度があるので、報告会の参加希望者の数を勘案して4000部とし、あとはPDFでホームページにアップし、自由にコピーしてもらうようにすることになった。
- (2) 報告／説明会の中央派遣委員の確認と再決定を行った。

7) 第6回（2007年3月7日 17:00～ 全日本手をつなぐ育成会）

議事

- (1) 各地の「報告／説明会」の報告があった。
- (2) 2006年7月末より始まり、約半年で行った研究であった。完成をまじかに、各委員に謝辞がのべられるとともに、各委員より事業への感想と今後の方向性等のまとめがされた。

## 2. 「相談」小委員会

### 1. 会議経過

#### 1) 第1回（2006年8月30日 全日本手をつなぐ育成会）

議事

松友常務理事より、事業概要について説明があった。その後、当小委員会の役割と今後の進め方について議論を行った。内容とまとめ方の概要について、細川が項目の叩き台を提出し、検討を行った。大枠では、「初期相談」「典型例への対応」「共通課題への予防・対策」に分けることを了解した。但し、中に入れる項目と、相談機関としての特徴や、相談機能の範囲については、次回までに各自考察を行って、メールで意見交換を行うこととした。

#### 2) 第2回（2006年9月26日 全日本手をつなぐ育成会）

議事

渡辺が「中央委員会報告」を行った。支援センターの機能としては、後見支援や親族後見のサポートは不可欠、同世代サポートとしてのコミュニティフレンドの養成、また育成会組織の維持という目的もある。相談部門としては、既存の相談機関との分担、犯罪加害者のサポート、課題の整理等を明確にすることに期待が寄せられた。

その後討議を行い、成年後見支援センターの相談部門としての特色を出す内容とすることを了承した。なお、この段階で、小委員会名を、「法律相談」から「相談」へ変えた。なお、緊急性の高いケースや、福祉サービスへの不満、親が亡くなったらどんな問題が起こるのか等について検討を行った。次回までに、再度、全体像と項目について意見交換することとなった。

#### 3) 第3回（2006年10月20日 全日本手をつなぐ育成会）

議事

中央委員会で行われた信託法改正について、関哉より説明。業界ではコスト面で無理があり、お金がない人の利用は困難で、福祉信託も先は明るくない。信託銀行の商品として、任意後見と信託を組み合わせたものが出ており、お金がかかる。矢頭より、公益法人改革と連動して、国から司法書士会へ打診があったが、現実的には未だ不明であるとの説明があった。

細川より、改めて「相談体制」「相談者別の分類・整理」「相談の分類・整理」「典型例と解決方法」の大項目案を提出、これを叩き台として検討を行い、各委員による執筆に向けての分担を行った。次回までに、最終的な項目と概要について固めることとした。また、相談に携わる者がハンディに使えるよう、報告書とは別に、「相談ガイドブック」として冊子にすることになった。

#### 4) 第4回（2006年11月16日 全日本手をつなぐ育成会）

議事

渡辺提出のフロー図を元に、最終的な内容を確認する。前回以降の、メールでの案の提出や、相互の意見交換により、用語の統一をはじめ、内容的にも整合性があるものとすることができた。また、さまざまな課題について、どの小委員会が担当するかに迷うことがあったが、細川が「後見支

援センター」小委員会の委員をしていることから、分担を明確にできた。

細川から、各委員から出された原稿案を、ひとつの冊子の形で提示し、完成イメージを共有した。また、典型例の解決方法については、期待も大きいところから、再度1例ずつ、細かく検討を行ったところ、いずれも、親や家族が成年後見人になったのでは解決困難であることが明確になった。同時に、後見人一人で考え対応するのでも足りず、関係者が協働で「後見支援プラン」の作成を行う必要があるとの結論に至り、その点を強調して書くこととなった。

### 5) 第5回（2006年12月13日 全日本手をつなぐ育成会）

#### 議事

前回を踏まえ、各自メールでアップした原稿を、細川が用語の統一や校正を行ったうえで、再び冊子案として提示し、それを元に最終の検討を行った。まず目次について、読者の便宜を考え、〈簡単バージョン〉より〈丁寧バージョン〉が適切であるとの結論に至った。

朝比奈担当の「相談体制」についても、意見交換を行い、原稿を待つことになった。

後見プランの作成については、期待も大きいことから、朝比奈案を元に、今回の議論を踏まえて、渡辺がプランのシート案と、典型例を使ってモデルプランの作成をして、再度提出してもらうことになった。以降については、更にメールで意見のやりとりをし、仕上げることとした。

その後、細川が再度原稿を見直し、メールでの委員とのやりとりを経て、原稿が完成した。

## 2.まとめ

本委員会は、知的障害者の諸問題に詳しい福祉・法律の専門家が集まったこともあり、わずか5回の会議とは思えないほど、中身の濃い委員会となった。まず委員のそれぞれが、前もってメールや面談して意見交換を活発に行い、会議においてはすぐに必要な討議に入れるように準備をしていた。それを踏まえて、また毎回の会議では叩き台を更新し、活発に論議ができた。そのため、会議を重ねる毎に、検討すべき課題が明確になり、議論を深めることができた。

その結果、知的障害者後見支援センターの「相談部門」に持ち込まれる様々な相談に対して、その視点や、いかに整理し、どう対応すれば良いのかをまとめることができた。また、典型例の解決方法や「後見支援プラン」の必要性、その作成にあたって勘案すべき点などについて詳しく記載された、まさに「相談ガイドブック」の名に相応しい冊子を作成することができた。これは、知的障害者の成年後見に関わる「相談ガイドブック」としては、おそらく初めて世に出るものであり、関係者にとって有効な手引書になると期待される。しかも、汎用性があると思われるため、今後、全日本育成会において公刊されることを、委員全員が望んでいる。これが関係者の手元に置かれ、知的障害者の成年後見に関わる相談の際に役立つことを願っている。

(細川 瑞子)

## 3. 「広報」小委員会

### 1. 会議経過

1) 第1回 (2006年9月20日 13:30~15:30 兵庫県宝塚市総合福祉センター2F教養娯楽室)

議事

全日本手をつなぐ育成会常務理事より、知的障害者権利擁護研究プロジェクトの趣旨説明を受けた後、互いの持っている情報を出し合う形の会議となった。啓発マニアルと別冊の啓発用小冊子が必要なことの確認した。

2) 第2回 (2006年10月18日 13:00~16:00 全日本手をつなぐ育成会)

議事

小冊子の内容についての協議を行なった。保護者の方たちに、読んでもらえる冊子をめざす。先進的な所の案内をする。裁判所に出向く気持ちをどう掘り起こすかなどの話し合いをした。小冊子の事例の部分は委員が担当し、制度を分かりやすく説明部分は「NPO法人サポートセンター ちた」の方に執筆の依頼をすることの確認をした。

3) 第3回 (2006年11月30日 9:00~12:00 全日本手をつなぐ育成会)

議事

小冊子に何処まで、情報を乗せるか、表紙をどうするかまで、読んでもらえる冊子をめざすことで、論議は白熱した。手続き支援のあり方では、裁判所には、後見申し立て書類一式セットされていること、地区育成会で手続き支援が出来るようにすること等、各地の情報も提供しあった。

4) 臨時小委員会 (2006年12月9日 10:00~12:00 法政大学法政法科大学院リエゾン)

出席者 研究プロジェクト中央委員会委員長 佐藤彰一、中央委員 松友了

小委員会委員長 内田喜啓、コーディネーター 松井美弥子

議事

小冊子の内容と、広報・啓発・手続き支援小委員会で協議したことが、この研究プロジェクト主旨の合致しているかの確認のために、助言を得た。

5) 第4回 (2006年12月19日 13:00~16:00 全日本手をつなぐ育成会)

議事

小冊子の内容についてと、親亡き後は、親が元気な内に、準備すべきことの啓発と、地域で本人を取り巻く支援システムの構築と成年後見支援センターの必要性等まで論議し、広報・啓発・手続き支援の研究報告の内容についての協議をした。小冊子の方は、内田委員長が最終確認をし、研究報告書は松井が書くこととなった。

## 2. まとめ

### 1) 委員会の研究内容について

契約社会の到来により、知的にハンディがあっても、判断能力が不十分な人たちも、契約者としての、自己責任が明確になり、契約者としての責任は発生してくる。成年後見制度は、判断能力が不十分なために、財産侵害や権利侵害を受け、人としての尊厳が損なわれることないように、法律面や生活面で支援する身近な仕組みであることを、保護者の方に広報・啓発すること。そのための方法の研究と、更には、次の段階として、成年後見制度の活用の促進に向けて、手続きの支援をどうするかを、研究テーマとして課せられた。

### 2) 小委員会を終えて

以上4回の委員会と1回の臨時委員会を開催し、成年後見制度の必要性と、制度の利用促進を含めた広報啓発をしていくことを確認した。また、同じ親なのに、意識や考え方を開きのあることを痛感した。何処の地に住んでいても、本人さんたちの思いに差はないと思う。何処の地に居ても、等しく人として尊重されることを願って委員一堂痛切に感じた、委員会であった。

(松井 美弥子)

## 4. 「後見支援センター」小委員会

### 1. 会議経過

#### 1) 第1回 (2006年8月21日 14:00~17:00 東京都知的障害者育成会)

中央委員会から佐藤委員長、松友委員、飯島事務局長にも参加していただき、後見支援センター小委員会が検討すべき内容、留意点などについて確認した。

佐藤委員長から、成年後見制度に関する全日本育成会のこれまでの取り組みについて経過報告があった後、知的障害者の権利擁護の拠点作りとして、後見支援センターへの期待、果たすべき役割などについて説明があった。その後、特に育成会がセンターを運営する意味について議論が行われた。委員の専門性や経験を生かし、それぞれが検討すべき役割を分担し、「親の会」の新しい運動の展開につながるようなセンターのあり方を論議することになった。

#### 2) 第2回 (2006年9月28日 10:00~14:00 東京都知的障害者育成会)

各委員が分担した検討事項について、レジュメに基づいて報告が行われた。

川井委員からは、「親亡き後」の後見制度利用について、法定後見・任意後見それぞれの意義・課題などについて報告があった。また、東京都社会福祉協議会が行っている、「成年後見活用あんしん生活創造事業」についての経過が紹介された。その後、「第三者後見人」として「市民後見人」、さらに「後見人サポーター」など、市民の後見制度への関わり方について議論が重ねられた。

細川委員は、親族後見、専門職後見、法人後見のメリット・デメリットについて整理した結果を報告した。そして、育成会が法人後見を行う場合の留意点、必要条件などが提示され、資金も含めて意見交換が行われた。それぞれの形態に長短があり、利用する側のニーズに合わせて多様な選択肢があることが望ましい、法人後見は最後のセーフティネットと位置づける、これらの制度に行政はどう関わるか、利用する本人の収入との関係、などが論議された。

小尾委員からは、平成17年度から大阪育成会が行っている後見人養成講座の実施状況について報告があった。このような「個人」が後見人として適切な役割を果たすためにも支援センターが必要であり、法人後見は身寄りがなく、財産も限られている人を支援するべきでは、などの提案が出された。

清水委員、白井委員は、後見支援センターの機能・組織・業務の流れなどについて、検討結果を報告した。そして、支援センターの位置づけとして、全国を総括する組織、都道府県レベル、市町村レベルなどの重層的な設置が考えられるが、当面は都道府県・指定都市を想定して検討することが提案された。

石渡委員からは、既に育成会が中心となり、N P O法人として後見活動を行っている神奈川県秦野市の例などが紹介された。財源や行政との関係、さまざまな相談活動も行う中での後見支援活動の意味、などについて論議された。

#### 3) 第3回 (2006年10月18日 10:00~14:00 東京都知的障害者育成会)

改めて、市町村レベルでの後見支援センターの役割について検討が行われた。全国レベルのセンターを成年後見に限定せず、「権利擁護センター」として多様な機能を有する組織と位置づけ、それ

を基盤に都道府県、市町村の後見支援センターの役割を整理することとした。

個人後見・法人後見ともに多様な選択ができることが前提となる。その上で、どのような相談であっても本人の希望を丁寧に聞き、地域で確実に受け止め、適切な支援を提供できるシステムの確立が求められる。その中核としてのセンターの役割、「親の安心」と「本人の最大利益」とをどう捉えて調整するか、親側の自己変革・自己啓発をどのように行うか、本人の自己決定の尊重と「保護」とのバランスはなど、後見支援の根幹に関わる課題について議論を深めた。

#### 4) 第4回（2006年11月16日 10:00～14:00 東京都知的障害者育成会）

特に「市民後見人」の役割や養成について、育成会としてのあり方を整理した。後見人が親族か一般市民かによる役割分担と連携、ベストパートナーの位置づけやエンパワメントの視点をどう盛り込むか、「本人の意思の尊重」と「保護」との関係、などについてさらに議論を深めた。そして、それぞれの報告書の執筆分担について内容を確認し、留意すべき視点などについて論議した。

#### 5) 第5回（2006年12月13日 13:00～17:00 東京都知的障害者育成会）

各委員が執筆した報告書原稿について、最終調整を行った。その中で、後見支援センターが機能するためには、やはり地域のネットワーク構築が不可欠であることが再確認された。そこで、障害者自立支援法に位置づけられた「相談支援事業」「自立支援協議会」などとの関係、地域のあり方などについて改めて議論した。それぞれの地域の歴史や既存の機関の役割を尊重する中で、後見制度を活用し、知的障害者が安心して充実した地域生活を継続できるようなセーフティネットを、地域ごとに確立することの重要性を確認しあった。

## 2. まとめ

1952（昭和27）年に「手をつなぐ親の会」が設立されてから、「親亡き後」が大きな課題であることは今も否定できない。しかし、「施設に託す」から「地域に託す」に、時代は大きく変わった。そして、そのツールとして、成年後見制度の意義が確認できた今回の研究事業であった。どのような支援を必要とする人でも支えられるよう、地域が変わることが求められている。成年後見制度の活用は、育成会が早くから主張してきた、「ソーシャル・インクルージョン」の実現への一歩でもある、ということを実感させられた検討でもあった。

（石渡 和実）

## 5. 「コミュニティフレンド」小委員会

### 1. 会議経過

#### 1) 第1回 (2006年9月28日 16:00~18:15 全日本手をつなぐ育成会会議室)

議事

- ・全日本育成会常務理事より、このプロジェクトの趣旨・活動の説明。
- ・コミュニティフレンド小委員会の目的についての確認  
　　・コミュニケーションとは何かの概念整理  
　　・報告書とテキストの作成を行っていく
- ・PAC-ガーディアンズにおけるコミュニティフレンドの取り組みについての報告。
- ・伊賀地域福祉後見サポートセンターの紹介

#### 2) 第2回 (2006年10月16日 16:00~18:00 全日本手をつなぐ育成会会議室)

議事

- ・立教大学の河東田博氏より、スウェーデンのコンタクトパーソンについてのお話を聞いていただく。スウェーデンでは、コンタクトパーソンは、有償ボランティア。市町村事業として位置づけられている。
- ・PAC-ガーディアンズが行っているコミュニティフレンド試行事業との比較検討を行い、日本での課題や広がりについて話し合う。

#### 3) 第3回 (2006年11月6日 16:00~18:00 全日本手をつなぐ育成会会議室)

議事

- ・委員会報告書及びパンフレットの作成について検討する。大方の体裁を決定する。
- ・コミュニティフレンドについては実施しているところが少ないため、イメージから入っていけるようなもの、カットを豊富に入れて、わかりやすいものをめざす。

#### 4) 第4回 (2006年12月7日 16:00~18:00 全日本手をつなぐ育成会会議室)

議事

- ・委員会報告書及びパンフレットの作成について
- ・報告書・ガイドブックの体裁の決定
- ・ページ割り、執筆者、イラストレーターなどを決める。

#### 5) 第5回 (2007年1月14日 13:00~15:00 社会福祉法人さざんか会「京葉学園」2階 研修室)

議事

- ・報告書の原稿取り扱いについて
- ・ガイドブックの原稿取り扱いについて
- ・「報告／説明会」におけるコミュニティフレンドについての説明の基本線の確認

## 2. まとめ

コミュニティフレンド小委員会では、一部地域で先駆的に行われていた「コミュニティフレンド」事業について検討し、これを知的障害のある人の成年後見～生活支援に役立てていくためにはどうしたらよいかを話し合ってきた。

当初は事業の概要について共通認識を得るところから始め、資料を集めつつ検討していった。その経緯でスウェーデンのコンタクトパーソン事業ほか、類似事業が内外に存在し、知的な障害がある人の暮らしを豊かにしていくため機能していることが確認された。とりわけ知的な障害のある人は、多様な生活変化を含む長期間にわたって支援者だけではない身近な友だちのような存在が重要であり、このコミュニティフレンドを接点として社会との繋がりを持たせることもできる点などが確認された。そして当小委員会では、これらの事業を基礎としながら、コミュニティフレンド事業を育成会等が推進していくために必要な概念形成、組織概要、事業内容など、骨格を議論し、素案を作成した。

これらの議論の成果は「コミュニティフレンド事業ガイドブック」ならびに「コミュニティフレンド事業マニュアル」として整理し、発刊した。「ガイドブック」は主に利用者とその家族、ならびにコミュニティフレンド候補者に向けて作成され、イラストなどを用いて具体的に事業内容が伝えられるよう努めた。いっぽう「マニュアル」のほうは、これを行おうとする事業者に対して書かれたものであり、運営形態、実施手順、関係書式ならびにQ&Aなどで構成されている。

中央委員会もしくは後見支援センター総体との関係で見た場合、このコミュニティフレンド事業は、育成会会員における成年後見制度利用の裾野を広げ、これと連動して、より多様な生活に応じることのできる、豊かな人間関係を育むための基盤とすることが出来ると思われる。また成年後見制度ではなくとも、他事業と組み合わせることによって知的な障害がある人の地域生活をふくらませていくことが出来るだろう。

本事業が本邦で定着・普及するためには、更なる啓発活動と行政制度的支援が必要と考えられる。今後さらにいっそうの活動推進が望まれる。

(名川 勝)

## 6. 「調査」小委員会

### 1. 会議経過

#### 1) 第1回 (2006年8月23日 15:00~ 全日本手をつなぐ育成会)

議事

- (1)調査の設計について (2)分担内容と手順について (3)調査報告書のまとめかた

#### 2) 第2回 (2006年9月25日 14:00~ 全日本手をつなぐ育成会)

議事

##### (1) 調査内容・項目、協力依頼文の検討

- ① 本人・家族向け調査内容確認終了する。各担当が修正をしらまとめる。
- ② 組織向けの内容は担当委員より、調査票の形にしてメールで流す。
- ③ 調査票と協力依頼文は、10月5日の中央委員会に提示する。
- ④ 最終決定は次回小委員会で行なう。

##### (2) 調査用紙配布方法について検討

- ① 本人・家族向け調査は10,000人を対象に行なう。全国大会、ブロック大会での配布と各市区町村育成会へ配布を依頼する。回収は郵送にて行なう。
- ② 取り組み前に書く都道府県育成会へ調査実施の連絡を行なう。

#### 3) 第3回 (2006年10月14日 12:00~ 旭ビル2階・会議室)

議事

##### (1) 調査内容・項目、協力依頼文の検討

10月5日の中央委員会で出された内容に対する意見を参考に、項目の再検討を行なう。

#### 4) 第4回 (2006年12月16日 19:00~22:00 日本てんかん協会東京都支部・会議室)

議事

##### (1) 個人向け調査についての報告と今後の作業についての確認

- ① 約10,000部配布し、4,373通戻ってきてている。12月中にデータ入力終了の予定である。
- ② クロス集計と一応の分析結果は1月中旬までに行なう。その結果をふまえ、分析の事例的補足を2月中旬までに行なう。(それぞれ委員分担で)
- ③ 2月下旬に中央委員会・全体統括へ提出し、3月始め入稿する。

##### (2) 組織向け調査内容・項目、協力依頼文の検討

- ① 組織向け調査内容の確認は終了する。調査票と協力依頼文は、1月15日返送締切で12月中に発送する。
- ② 入稿終了は1月末、分析は2月中旬までに行なう。
- ③ 2月下旬に中央委員会・全体統括へ提出し、3月始め入稿する。

## 5) 第5回 (2007年1月30日 10:00~12:00 日本てんかん協会東京都支部・会議室)

議事

個人向け調査についての報告と今後の作業についての確認

## 6) 第6回 (2007年2月24日 13:00~21:00 日本てんかん協会東京都支部・会議室)

議事

調査報告書の内容確認と文責文章の読み合わせとデーター確認

## 2. まとめ

### 1) 目的

当小委員会は、対象を「本人・家族」と「地方組織の育成会」の2種にし、生活実態調査を行なうこととした。

具体的には、「本人・家族」の調査においては、福祉サービスの利用実態と成年後見のニーズを調べることとし、「地方組織の育成会」の調査では、都道府県・市町村の育成会の成年後見制度に関する関心と成年後見事業実施の状況を調べることとする。

### 2) 調査の設計について

全体として啓発的調査の意味合いを持たせるが、本人・家族においては、具体的にどういう後見内容を求めているかを尋ねる。また、権利へのセンスを育てることができるような設問にする。個人調査票配布は全国大会等や各育成会を通して11,000人対象とする。地方組織の育成会への調査においては、具体的な組織とネットワーク等のイメージを提示し、各育成会での意見を聞く。

依頼文は、権利擁護の具体的なイメージや必要性が分かるような書き方を工夫して出す。

### 3) 分担内容と手順について

まず始めに、調査項目作成のためのアイデアを9月上旬までにメールで送りあう。

本人・家族調査における権利へのセンスを育てるための質問項目を作るために、一つは、施設において見られる「親が子どもの権利を侵害している」場面を施設関係委員にピックアップしてもらう。この項目提案に関して中央委員会から「親が子どもの権利侵害」もあるが「施設内での権利侵害」も出すのがよいとの意見をもらう。一方、育成会組織における後見機能・監視機能・支援機能の関係とネットワークについての具体的なイメージの提案については、親の委員に担当してもらう。調査の依頼文については委員長が担当することとなる。

その上で、9月中旬までに担当委員がアンケート項目に整理し、その後、調査用紙の作成を行ない、11月に個人調査、12月に組織調査の発送を行い、1月末までに集計を行った。その後、約1ヶ月で分析、執筆を進めた。

(長葭 千恵子)

### III. 「報告／説明会」実施報告

#### 1. 北海道・東北ブロック

- 1) 開催日 2月23日 (金)
- 2) 参加者 101人
- 3) 会場 ふれあいランド岩手 (岩手県盛岡市三本柳8-1-3)
- 4) 内容
  - (1) 「成年後見制度」の理解と活用 宮古ひまわり基金法律事務所弁護士 田岡直博
  - (2) 制度の有効な利用方法／事例報告① 岩手県手をつなぐ育成会 昆野初代、小原敬子
  - (3) 制度の有効な利用方法／事例報告② 岩手県障害者110番 長葭千恵子
  - (4) 事業の実施と全国ネットワークの創設 足立区中部福祉事務所・社会福祉士 渡辺一郎

#### 2. 関東甲信越ブロック

- 1) 開催日 2月16日 (水)
- 2) 参加者 97人
- 3) 会場 日本財団 (東京都港区赤坂1-2-2)
- 4) 内容
  - (1) 「成年後見制度」の理解と活用 いけだ後見支援ネット代表・社会福祉士 池田恵利子
  - (2) 制度の有効な利用方法／事例報告① 千葉市手をつなぐ育成会会長 久保田美也子
  - (3) 制度の有効な利用方法／事例報告② 川崎市地域福祉育成会理事 明石洋子
  - (4) 事業の実施と全国ネットワークの創設 全日本育成会常務理事 松友了

#### 3. 東海北陸ブロック

- 1) 開催日 2月9日 (金)
- 2) 参加者 169人
- 3) 会場 サンシップとやま福祉ホール (富山県富山市安住町5-21)
- 4) 内容
  - (1) 「成年後見制度」の理解と活用 全日本育成会／中央相談室長・社会福祉士 細川瑞子
  - (2) 制度の有効な利用方法／事例報告① 保護者 浅岡美和子
  - (3) 制度の有効な利用方法／事例報告② 富山県育成会理事・身元引受人 穴田清
  - (4) 事業の実施と全国ネットワークの創設 全日本育成会常務理事 松友了

## 4. 近畿ブロック

- 1) 開催日 2月9日（金）
- 2) 参加者 110人
- 3) 会場 大阪国際交流センター（大阪府大阪市天王寺区上本町8-2-6）
- 4) 内容
  - (1) 「成年後見制度」の理解と活用 法円坂法律事務所弁護士 江野尻 正明
  - (2) 制度の有効な利用方法／事例報告① 大阪育成会元理事 松本 幸子
  - (3) 制度の有効な利用方法／事例報告② 「利用者が成年後見制度を活用するための研究会」
  - (4) 事業の実施と全国ネットワークの創設 法政大学法科大学院教授・弁護士／全日本育成会監事 佐藤 彰一

## 5. 中国ブロック

- 1) 開催日 2月10日（土）
- 2) 参加者 138人
- 3) 会場 きらめきプラザホール（岡山県岡山市南方2-13-1）
- 4) 内容
  - (1) 「成年後見制度」の理解と活用 高崎法律事務所弁護士 高崎 和美
  - (2) 制度の有効な利用方法／事例報告① 岡山県育成会会員 高盛 広美
  - (3) 制度の有効な利用方法／事例報告② NPO法人ころばぬ先運営会員／岡山市育成会会員 森 操子
  - (4) 事業の実施と全国ネットワークの創設 法政大学法科大学院教授・弁護士／全日本育成会監事 佐藤 彰一

## 6. 四国ブロック

- 1) 開催日 2月15日（木）
- 2) 参加者 108人
- 3) 会場 高松商工会議所会館（香川県高松市番町2丁目2-2）
- 4) 内容
  - (1) 「成年後見制度」の理解と活用 もえぎの里施設長 時岡 信一
  - (2) 制度の有効な利用方法／事例報告① 香川県育成会常任理事 真鍋 満男
  - (3) 制度の有効な利用方法／事例報告② あゆみ園施設長 小西 英夫
  - (4) 事業の実施と全国ネットワークの創設 法政大学法科大学院教授・弁護士／全日本育成会監事 佐藤 彰一

## 7. 九州ブロック

- 1) 開催日 2月24日（土）
- 2) 参加者 113人
- 3) 会場 長崎総合福祉センター（長崎県長崎市茂里町3-24）
- 4) 内容

### (1) 「成年後見制度」の理解と活用

長崎女子短期大学生活福祉専攻助教授・長崎県社会福祉士会会长 金松敏信

(2) 制度の有効な利用方法／事例報告① 成年後見センターふえいす代表理事 川原武司

(3) 制度の有効な利用方法／事例報告② 成年後見センターふえいす理事 森田泰成、他

(4) 事業の実施と全国ネットワークの創設 全日本育成会常務理事 松友了



岩手会場



東京会場



岡山会場

## IV. 申 請 書 類

平成18年度障害者保健福祉推進事業等事業実施計画書及び所要額内訳書

社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会

### 1. 事業実施計画

事業区分	(1)
① 事業名	知的障害者の権利擁護システム構築に関する研究事業
② 事業実施目的	<p>障害者福祉制度が、行政処分による措置制度から、自己決定に基づく契約制度へ変わる中で、利用者の権利をどのように守るか、という課題が浮上してきた。特に、知的障害者の多くは判断能力に困難を有しており、そのための権利擁護の支援を必要としている。従来は、それは家族によって担われてきたが、新しい視点からの対応が求められる。</p> <p>また、知的障害者の多くは、さまざまな権利侵害を受けてきた。特に地域生活においては、日常的に危機的状況にあるといえる。そのために、司法や福祉の分野で各種の権利擁護制度が存在するが、必ずしも十分に機能しているとは言い難い。それは、関係者の知的障害についての理解が不十分であり、それゆえ対応に戸惑いがあるといえる。</p> <p>このような状況において、知的障害者の当事者（本人・家族）の会である「育成会」は最大の事業（活動）として、知的障害者の人権を守るために権利擁護事業を推進する必要性と責務を感じている。特に成年後見制度の積極的な利用によって、自らがその任と役割を果たすべく確認を行っており、すでに各地で実践も散発的に開始された。</p> <p>しかしながら、この取り組みは組織的で高度な体系が前提であり、自然発生的な実施では真の要望には対応できない。そこで、当事者団体として55年の歴史による信頼と人材、全国組織としてのネットワークの機能をいかしながら、如何にしてこの要望に対応できるか、そのシステムとガイドライン（マニュアル）の作成を図りたい。</p> <p>また、地方組織を巻きこむことで、権利擁護団体としての「育成会」の再生・強化を図りたい。全国的なネットワークの創設も指向する。欧米各国の「育成会」は、まさにこの事業を中心とした権利擁護団体である。そして、この制度（事業）を利用する当事者（本人・家族）への広報・啓発を図り、その利用の促進を図りたい。</p>
③ 事業実施計画	事業は、次の内容で構成する。 1) 調査研究委員会の開催 2) 生活実態調査の実施 3) 報告／説明会の開催 4) 報告書（実施要綱）の作成 5) 啓発小冊子の発行
④ 国庫補助所要額	14,000千円
⑤ 事業実施予定期間	平成18年6月20日から平成19年3月31日まで

<b>(6) 事業実施予定場所</b>	<p>事業実施は、項目に則して次の場所で実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 委員会の開催：東京都内（法政大学法科大学院及び全日本育成会）</li> <li>2) 生活実態調査：全国（育成会の組織及び大会等の会場）</li> <li>3) 報告／説明会：全国8カ所（8ブロック）</li> <li>4) 報告書（実施要綱）：東京都内</li> <li>5) 啓発小冊子：東京都内</li> </ol>
<b>(7) 事業内容</b>	<p>事業の具体的な内容は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 調査研究委員会の開催 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 「中央委員会」と「個別委員会」の2種を設置</li> <li>(2) 「中央委員会」は全体の統括を行う。</li> </ol> <p>次の委員で構成する</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 池田 恵利子（いけだ後見支援ネット・代表）※</li> <li>② 石渡 和美（東洋英和女学院大学人間科学部・教授）※</li> <li>③ 佐藤 彰一（法政大学法科大学院・教授）☆</li> <li>④ 名川 勝（筑波大学大学院・専任講師）</li> <li>⑤ 長葭 千恵子（岩手県障害者110番・相談員）☆</li> <li>⑥ 松井 美弥子（兵庫県手をつなぐ育成会・理事長）☆</li> <li>⑦ 松友 了（全日本手をつなぐ育成会・常務理事）※☆</li> <li>⑧ 渡辺 一郎（足立区中部福祉事務所・係長）</li> </ol> <p>[注] ※：日本成年後見法学会・理事 ☆：全日本手をつなぐ育成会・役員</p> </li> <li>(3) 「個別小委員会」は、個別の課題及び役割で設置する。 委員は、各小委員会3～5名で構成する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 法律相談</li> <li>② 広報・啓発・手続支援</li> <li>③ 支援センター／後見人の募集・養成・登録・支援</li> <li>④ コミュニティ・フレンド（仮称）／あり方・募集・養成</li> <li>⑤ 生活実態調査</li> </ol> </li> <li>2) 生活実態調査の実施 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 対象別に：「本人・家族」と「地方組織の育成会」の2種</li> <li>(2) 「本人・家族」調査は、福祉サービスの利用実態と成年後見制度のニーズを調べる。調査票をブロック大会（8カ所）にて配付し、郵送で返信いただく。</li> <li>(3) 「地方組織の育成会」調査は、都道府県・市町村の育成会の成年後見制度に関する関心と後見事業実施の状況を調べる。都道府県・指定都市育成会へ調査票を送付し、配布・回収いただく。</li> <li>(4) 調査票の作成と結果分析及び報告書の原稿は、生活実態調査小委員会にて行う。</li> <li>(5) 報告書は、下記の「(4) 報告書（実施要綱）」に所載</li> </ol> </li> <li>3) 報告／説明会の開催 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 調査研究の結果を報告し、各地での実施を指示する。</li> <li>(2) 全国8カ所（8ブロック）、1日（10：00～16：00）</li> <li>(3) 定員50～200名</li> <li>(4) 対象：地方育成会の成年後見事業（権利擁護事業）担当者</li> <li>(5) テキストは、下記の5)、6)を利用する。</li> </ol> </li> </ol>

	<p>4) 報告書（実施要綱）の作成</p> <p>(1) 調査研究全体の報告、調査（2種）報告、各種ガイドライン</p> <p>(2) A4版・200頁・5000部（地方育成会・報告会参加者へ配布）</p> <p>5) 啓発小冊子の発行</p> <p>(1) 対象別に、次の2種（なお、「本人」向けは既に別途企画）</p> <p>① 「コミュニティ・フレンド」：A5版・50頁・5000部</p> <p>② 「家族」：A5版・50頁・25,000部</p> <p>(2) 組織や報告会等を通じて配布</p>
<b>⑧ 事業の効果及び活用方法</b>	<p>この事業の効果及び活用方法は、次のとおり期待できる。</p> <p>1) 「当事者団体」が責任をもって実施する成年後見事業について、その質を高め（保持し）、永続的に実施を可能にする。</p> <p>2) 各地での実施をネットワークで繋ぎ、責任体制を明確にすることにより、社会の信頼を確立することができる。</p> <p>3) 第三者後見人として、家庭裁判所において認定の道を開くことができる。</p> <p>4) 当事者団体である「育成会」を、権利擁護団体として再生・強化し、期待される社会資源として発展させることができる。</p> <p>5) 当事者（本人・家族）が、成年後見制度について周知し、適切な利用を行うことにより、契約社会における福祉サービス等の利用の円滑化を図ることができる。</p> <p>6) 権利侵害に対する予防策となり、かつ事件が発生した場合の適切な対応が可能になる。</p>

調査事業計画書－1

調査名	知的障害者地域生活実態調査①（本人・家族） －福祉サービスの利用実態および成年後見制度のニーズについて－
調査対象	調査対象地区 全国
	調査対象者等 知的障害のある本人と家族
	悉皆・抽出の別 抽出調査－集合調査
	調査方法 知的障害のある本人と家族は、全国各都道府県・政令指定都市育成会の行う「ブロック大会」会場参加者へ配付し、郵送で回収する
	調査客体数 配布： 約15000人（回収率30%、4500人／票）
調査内容	(主要調査事項及び内容) 知的障害のある本人と家族の生活実態を知り、自立支援法制定により福祉サービス利用がどのように変わったか、さらに、成年後見制度の周知度、利用の有無、問題点、利用の実態等の個人のニーズを把握する
調査時期	平成18年7月～11月
調査結果の主要集計項目	1. 知的障害者の基礎データ（年令・障害程度・所得等） 2. 福祉サービス事業利用状況 3. 成年後見制度のニーズ
調査結果の活用法	知的障害者のための成年後見制度取り組みの「ガイドライン」作りと、行政、専門家、各育成会への情報提供、今後の事業取組への基本データとする。
その他参考事項	

調査事業計画書－2

調査名		知的障害者地域生活実態調査②（地方育成会） －成年後見制度に関する関心と後見事業実施の状況－
調査対象	調査対象地区	全国
	調査対象者等	都道府県・市町村育成会（親の会）
	悉皆・抽出の別	悉皆調査
	調査方法	都道府県・指定都市育成会に調査票を送付し、市町村育成会に配付、回収していただく。
	調査客体数	配布： 約2500組織
調査内容		（主要調査事項及び内容） 成年後見制度に関する関心と、後見事業の実施上強、困難の原因等の組織の現状と課題を把握する。
調査時期		平成18年7月～11月
調査結果の主要集計項目		1. 組織の基礎データー（設立年月日・会員数・予算等） 2. 主な事業 3. 成年後見制度への関心と実施状況
調査結果の活用法		地方組織の取り組みについて、具体的な提案、援助の内容方法について整理し、地方組織と権利擁護事業の拠点として確立・強化できる。
その他参考事項		

# 委 員 一 覧

## 1. 中央委員会

委員長	佐藤 彰一	法政大学法科大学院教授・弁護士 ・全日本手をつなぐ育成会監事
委 員	池田恵利子	いけだ後見支援ネット代表・社会福祉士
	松友 了	全日本手をつなぐ育成会常務理事
	渡辺 一郎	足立区中部福祉事務所高齢援護係長・社会福祉士
	松井美弥子	兵庫県手をつなぐ育成会理事長 ・全日本手をつなぐ育成会理事
	石渡 和実	東洋英和女学院大学人間福祉学科教授
	名川 勝	筑波大学大学院人間総合科学研究科講師
	長葭千恵子	岩手県障害者110番相談室長・全日本手をつなぐ育成会理事

## 2. 「相談」小委員会

委員長	細川 瑞子	全日本手をつなぐ育成会中央相談室長・社会福祉士
コーディネーター	渡辺 一郎	足立区中部福祉事務所高齢援護係長・社会福祉士
委 員	関哉 直人	五百蔵洋一弁護士事務所弁護士 ・全日本手をつなぐ育成会法律相談担当
	朝比奈ミカ	千葉県中核地域生活支援センター「がじゅまる」施設長 ・社会福祉士
	矢頭 範之	成年後見センター・リーガルサポート東京支部長・司法書士
	大竹 真澄	東京・けやきの杜施設長

## 3. 「広報」小委員会

委員長	内田 喜啓	埼玉県手をつなぐ育成会副理事長 ・久喜市手をつなぐ育成会会长
コーディネーター	松井美弥子	兵庫県手をつなぐ育成会理事長 ・全日本手をつなぐ育成会理事
委 員	林 よし子	高岡市手をつなぐ育成会副会長
	川原 武司	成年後見センターふえいす所長
	高野 洋一	新潟家庭裁判所家事調停委員・長岡市手をつなぐ育成会会員
事務局	福岡 三治	埼玉県手をつなぐ育成会事務局長

## 4. 「後見支援センター」小委員会

委員長	白井 俊子	東京都知的障害者育成会青年期相談室室長
コーディネーター	石渡 和実	東洋英和女学院大学人間福祉学科教授
委 員	清水 圭子	東京都知的障害者育成会青年期相談室
	川井 誉久	東京都社会福祉協議会地域福祉室長
	細川 瑞子	全日本手をつなぐ育成会中央相談室長・社会福祉士
	小尾 隆一	大阪知的障害者育成会法人事務局次長
事務局	清水 圭子	東京都知的障害者育成会青年期相談室

## 5. 「コミュニティフレンド」小委員会

委員長	名川 勝	筑波大学大学院人間総合科学研究科講師
コーディネーター	名川 勝	筑波大学大学院人間総合科学研究科講師
委 員	田川 正浩	千葉・N P O法人ひだまり専務理事
	田辺 寿	伊賀市社会福祉協議会 伊賀地域福祉後見サポートセンター 福祉サービス利用支援専門員
	石原眞季江	岡山・N P O法人ころばぬ先理事長
	竜円 香子	市川市手をつなぐ育成会会員
事務局	竜円 香子	市川市手をつなぐ育成会会員

## 6. 「調査」小委員会

委員長	吉川かおり	明星大学人文学部人間社会学科助教授
コーディネーター	長葭千恵子	岩手県障害者110番相談室長・全日本手をつなぐ育成会理事
委 員	河村真千子	日本大学国際関係学部非常勤講師
	高野 淑恵	越谷市手をつなぐ育成会会长
	森山 康之	東京都育成会鳥山福祉園施設長
	渡辺 成彦	東京医療秘書福祉専門学校介護福祉科非常勤講師

(\*広報、後見支援センター、コミュニティフレンド各小委員会以外の事務局は全日本育成会)

## Report 1

### 知的障害者の権利擁護支援システム構築に関する研究事業報告書

---

発行日：2007年3月20日  
編集者：松 友 了  
発行者：藤 原 治  
発行所：社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会  
〒105-0003 東京都港区西新橋2-16-1  
全国たばこセンタービル8階  
TEL 03-3431-0668 FAX 03-3578-6935  
<http://www1.odn.ne.jp/ikuseikai/>  
E-mail: ikuseikai@pop06.odn.ne.jp  
印刷所：大手町企画

